

事 務 連 絡

平成18年11月13日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護給付費等の算定に関するQ&A（VOL.1）について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、「介護給付費等の算定に関するQ&A（VOL.1）」を取りまとめましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

居住支援係 坂本・滝澤

TEL：03-3595-2528（内線：3091）

FAX：03-3591-8914

介護給付費等の算定に
関するQ & A
(VOL. 1)

問1 次の加算については、過去の利用者の利用実績に応じて加算することとされているが、既存の旧支援費施設が指定障害福祉サービス事業所等へ移行した場合に、旧支援費制度における当該施設の利用者の利用実績を考慮してよいか。

- (1) 視覚聴覚言語障害者支援体制加算
- (2) 訪問支援特別加算

(答)

旧支援費制度における法定施設（デイサービスを含み、小規模通所授産施設、福祉工場及び精神障害者社会復帰施設を除く。）から指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合については、ご指摘の加算の算定に当たって、旧支援費制度における当該施設の利用者の利用実績を考慮して差し支えないものとし、具体的には次の利用実績とする。

- ① (1) については、旧支援費制度及び旧体系施設における利用者の利用実績を含む前年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間の実績とする。）の利用実績（これらの施設が前年度において1年未満の実績しかない場合については、事業を開始した月が1日である場合にあっては当該月、事業を開始した月が2日以降である場合にあっては当該月の翌月1日から、指定障害福祉サービス事業所等へ転換した月の前月末日までの間の利用実績）
- ② (2) については、旧支援費制度及び旧体系施設における利用者の利用実績を含む過去3月間の利用実績

問2 施設入所支援サービス費に係る重度障害者支援加算（I）については、前年度の利用者の利用実績において、医師意見書における特別な医療欄に該当する者が20%以上利用している場合に算定することができることとされていることから、既存の旧支援費施設が指定障害者支援施設へ転換した年度においては、算定できないと考えてよいか。

（答）

旧支援費制度における法定の入所施設（精神障害者社会復帰施設を除く。）から指定障害者支援施設へ転換する場合の施設入所支援サービス費に係る重度障害者支援加算（I）の取扱いについては、当該指定申請の日の前日から概ね過去1月間の実績により、この加算の算定要件を満たすか否かを判断して差し支えない。

問3 自立生活支援加算について、福祉ホームや通勤寮等のグループホーム以外の施設から10月以降グループホーム等へ転換した場合であっても、当該施設としての過去2年間の単身生活等への移行実績を考慮してよいか。

(答)

通勤寮、福祉ホーム及び精神障害者生活訓練施設等がグループホーム等へ転換した場合の自立生活支援加算の取扱いについては、当該施設としての過去2年間の単身生活等への移行実績を考慮した上で、この加算の算定要件を満たすか否かを判断して差し支えない。

問4 ある事業所から当該事業所の同一敷地内の指定障害福祉サービス事業所以外の事業所へ転所した利用者について、初期加算を改めて算定することは可能であると考えているが、如何。

(答)

貴見のとおり取り扱って差し支えない。

問5 月曜日・水曜日・金曜日にA事業所を、火曜日・木曜日にB事業所を利用している者について、1週間サービスの利用がなかった場合に、A事業所とB事業所ともにそれぞれ訪問支援特別加算を算定することはできるか。

(答)

ご指摘の事例における訪問支援特別加算の取扱いについては、A事業所とB事業所が同一の敷地内以外の場所に存する場合には、いずれの事業所についても算定は可能であるが、A事業所とB事業所が同一の敷地内に存する場合には、利用者に対し、効率的な支援を行う観点から、両事業所において十分な連携を図ることにより、いずれか一方の事業所のみ算定が可能な取扱いとする。

問6 旧体系の通所授産施設において企業実習等への支援を行った場合、就労移行支援等と同様、1年間に180日間に限り、所定単位数を算定してよいか。

(答)

旧体系における入所授産施設及び通所授産施設が企業実習等への支援を行った場合については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）の第三の10の規定により、新体系における就労移行支援等と同様に取り扱って差し支えない。

問7 留意事項通知第二の1の(4)に規定する「事業所外等支援」とは具体的にどのような支援をいうのか。

(答)

1. 「事業所外等支援」については、企業実習や求職活動支援など、必ずしも施設職員が同行しない場合について、これらの支援を個別支援計画に位置付けた上、一定の要件を満たす場合に、1年間に180日間に限り、本体報酬の算定することができるものとしたものである。
2. したがって、これに該当しない施設外（企業内）授産など、施設外であっても、施設職員が同行して支援を行う場合は、当該「事業所外等支援」として捉えるのではなく、通常サービス提供と同様に（当該180日とは別に）、本体報酬を算定することが可能であることに留意されたい。

問8 就労継続支援B型サービス費(I)における障害基礎年金1級受給者の割合の算定に当たって、障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者をどのように取り扱えばよいか。

(答)

障害基礎年金1級受給者の割合については、障害基礎年金1級受給者の人数を利用者数から障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者の人数を除いた人数で除して得た割合とする。

(算式)

障害基礎年金1級受給者の人数÷(利用者数－障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者の人数)

問9 複数の共同生活住居を有する指定共同生活介護事業所の場合に、小規模事業加算の算定要件の「共同生活住居ごとに専任で世話人を配置する」とは、具体的にどのように判断すればよいか。

(答)

1. 小規模事業加算については、次の①及び②を満たす場合に限り、算定できるものとする。

① 指定共同生活介護事業所に配置される世話人の員数が、常勤換算方法により、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づき配置すべき員数を超えていること。

② 指定共同生活介護事業所に配置される世話人のうち、加算の算定対象となる共同生活住居ごとに、共同生活住居内に居住する利用者の心身の状況を把握し、適切な相談及び助言を行う担当者が決められていること。

この場合、1人の世話人が担当することができる共同生活住居は1つまでとすること。

2. なお、小規模事業加算を算定する場合であっても1人の世話人が担当する共同生活住居以外の共同生活住居において従事することは差し支えないが、この場合、利用者の心身の状況を適切に把握し、継続性を重視したサービス提供を行う観点から、当該世話人の勤務時間の過半について、自らの担当する共同生活住居に従事している必要がある。

問 10 グループホーム又はケアホームにおいて短期入所を実施する場合に、共同生活住居内の空室等を利用しなければならないこととされているが、利用者が入院又は外泊期間中当該利用者の居室を短期入所として活用することは可能か。

(答)

グループホーム等において短期入所を実施する場合、当該グループホーム等において短期入所を実施するために必要な人員を確保した上、共同生活住居内の空室や利用者の家族等が宿泊するためのゲストルーム等を活用することは差し支えないが、利用者が入院又は外泊期間中の当該利用者の居室については、当該利用者とグループホーム事業者等との間で賃貸借契約等が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、短期入所の用に供することはできない。

問 1 1 夜間支援体制加算及び小規模事業夜間支援体制加算について、次の場合に、どのように算定すればよいか。

(1) 利用者が昼間に実家へ帰宅し、夜間不在の場合

(2) 平成18年4月1日以前から夜間支援体制を確保しており、グループホームとケアホームを併せて実施する一体型事業所（利用定員4人）であって、ケアホームの利用者が2人である場合

(答)

ご指摘の場合については、以下のとおり取り扱うこととされたい。

- ① (1) については、これらの加算が夜間における支援が実施されているか否かに着目した加算であることから、夜間、利用者の不在により、夜間における支援が提供されていない場合には、これらの加算は算定できない。
- ② (2) については、ケアホームの利用者2人について、夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者が10人以下の場合の加算額を、小規模事業夜間支援体制加算にあっては夜間支援対象者が4人の場合の加算額を算定して差し支えない。

問 12 共同生活住居の定員が8人以上又は21人以上の場合、大規模減算の対象となるが、アパートやマンションの一室をグループホームやケアホームとして活用する場合の大規模住居減算の取扱いはどのようになるのか。

(答)

1. 大規模住居減算については、1の共同生活住居の定員が8人以上又は21人以上の場合に対象となるが、この場合の「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等により構成される1つの建物を意味するものであることから、複数の利用者が共同生活を営むマンション等の住戸については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸を共同生活住居として捉え、大規模住居減算に該当するか否かを判断するものとする。
2. ただし、ワンルームタイプの住戸など、これらに該当しないものについては、当該マンション等の建物全体（グループホーム等の用に供する部分に限る。）を共同生活住居として捉えるものとする。